

東広島市下水道事業経営戦略

(特定地域生活排水処理事業)

(令和3年度～令和12年度)

令和3年3月

環境対策課

目次

第1章	経営戦略策定の趣旨	1
1.	特定地域生活排水処理事業	1
2.	経営戦略の位置付け	1
3.	計画期間	1
第2章	特定地域生活排水処理事業の事業概要	2
1.	事業の現況	2
2.	民間活力の活用等	7
3.	経営比較分析法等を利用した現状分析	7
第3章	将来の事業環境予測及び本事業の経営方針	9
1.	将来事業環境の予測	9
2.	事業継続の検討	10
3.	事業経営の健全化	10
第4章	投資・財政計画	11
1.	投資計画について	11
2.	財政計画（歳入）について	11
3.	財政計画（歳出）について	12
第5章	経営効率化・健全化の取組	14
1.	収納率の向上	14
2.	使用料の改定	14
第6章	経営戦略の事後検証・更新等について	15
1.	経営戦略の事後検証について	15
2.	経営戦略の更新について	15

参考資料

特定地域生活排水処理事業 収支計画

第1章 経営戦略策定の趣旨

1. 特定地域生活排水処理事業

(1) 特定地域生活排水処理事業とは

特定地域生活排水処理事業は、主として市町村が設置主体となって、戸別の合併処理浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(2) 本市における特定地域生活排水処理事業について

公共下水道の整備されていない区域では、浄化槽を設置して汚水処理をすることになる。

当時、賀茂郡河内町の小田地区において、棕梨川の生活雑排水による環境悪化が問題となったため、公共用水域の水質保全を目的として、当初は農業集落排水事業による汚水処理を検討していたが、最適な事業形態を検討した結果、市町整備浄化槽推進事業により事業を実施することとし、平成11年度から平成13年度にかけて整備を行った。その後の市町村合併により、本市が引き継いでいる。

なお、本事業の処理区域は、東広島市河内町小田の一部のみとし、事業開始以降の浄化槽の整備は個人設置としている。

2. 経営戦略の位置付け

全国の上下水道事業等の公営企業は、人口減少に伴う料金（使用料）収入の減少や、施設の老朽化に伴う改築更新が控えていることなどから、その経営環境は厳しさを増しており、経営の健全化が求められている。

この経営戦略は、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上に取り組むため、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）に基づき策定する。

3. 計画期間

「経営戦略」の策定にあたっては、計画期間は、中長期的な視点で経営基盤の強化等に取り組むことができるよう、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

第2章 特定地域生活排水処理事業の事業概要

1. 事業の現況

(1) 施設

表 1 事業概要（令和2年12月31日現在）

事業主体	東広島市（設置時：旧河内町）
供用開始年度	平成11年度（平成12年3月31日）
法適区分	法非適（法の財務規定の適用を検討）
整備年度	平成11年度、平成12年度、平成13年度
処理区数	0（市町設置型浄化槽事業であるため、処理区は0）
処理場数	0（市町設置型浄化槽事業であるため、処理場は0）
流域下水道への接続	無
計画人口	390人
水洗化人口	317人
処理区域面積	1,343 ha
処理区域内人口密度	0.236人/ha
整備基数	132基（114基＋寄付受納18基）
現在の維持管理基数	122基（廃止3基、休止7基）
維持管理の状況	合併後、旧河内町から東広島市が引き継ぎ、特別会計を設けて行っている。
設置時の費用負担	旧河内町が浄化槽を設置し、設置費の10分の1を分担金として使用者から徴収した。
広域化・共同化・最適化の実施状況	当初は農業集落排水事業による汚水処理を検討していたが、最適な事業形態を検討した結果、市町整備浄化槽推進事業により事業を実施することとした。

表 2 本事業における浄化槽の使用状況

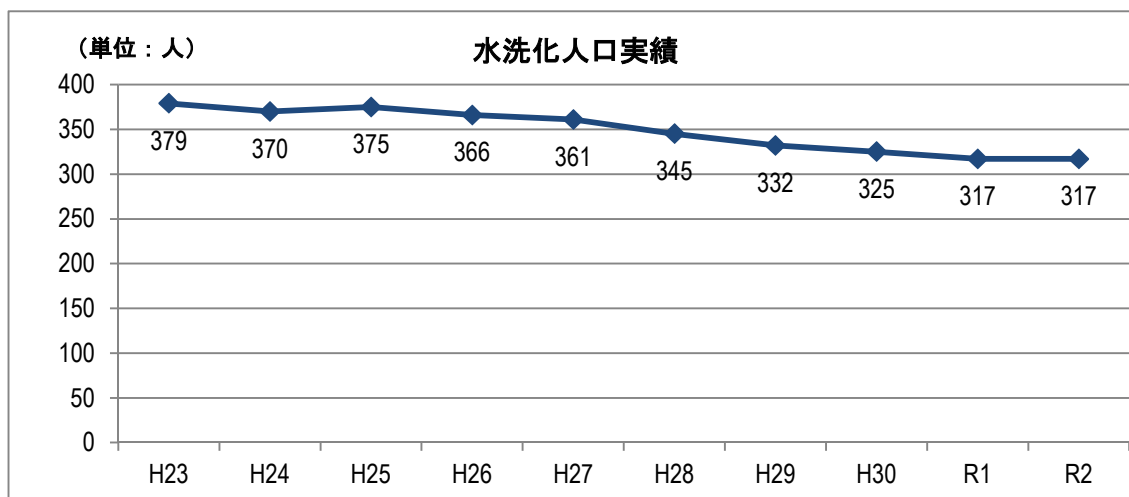
（単位：基）

	5人槽	6人槽	7人槽	8人槽	10人槽	計
使用	30	11	70	7	5	122
休止	2	2	3	0	0	7
廃止	1	0	2	0	0	3
計	33	13	74	7	5	132

（令和2年12月31日現在）

(2) 水洗化人口の状況

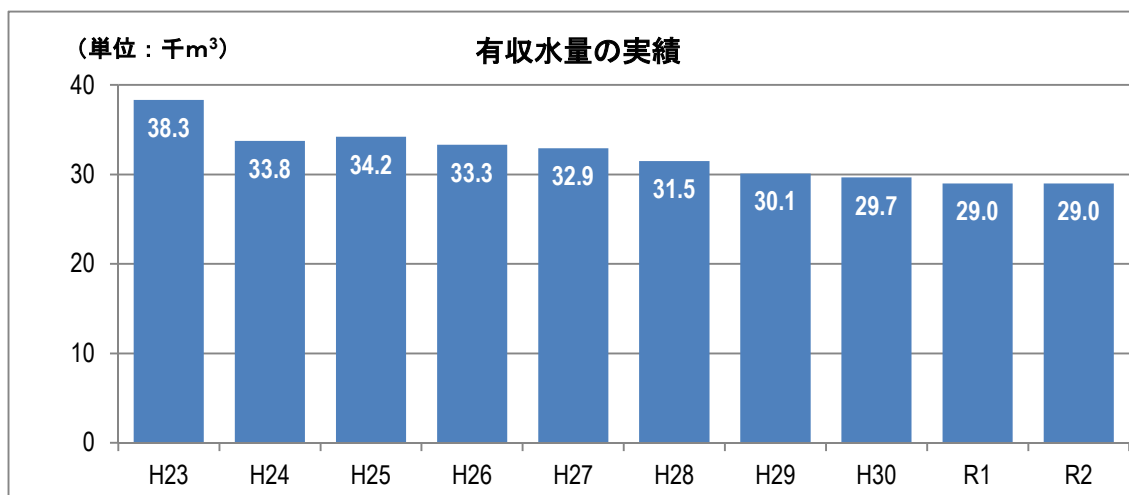
本事業は浄化槽による整備であるため、対象地区における水洗化率は 100%である。水洗化人口は減少傾向にあり、平成 22 年度で 384 人であった水洗化人口が、徐々に減少している。(令和 2 年度は見込値)



出典：決算統計

(3) 有収水量の状況

水洗化人口の減少に伴って有収水量(※1)も減少傾向にあり、令和元年度末時点で 29,006m³/年となっている。(令和 2 年度は見込値)



出典：決算統計（改）(※2)

※1 有収水量とは、浄化槽の使用料の徴収対象となった水量のこと。

※2 有収水量の算定に当たり、決算統計においては、平成 30 年度までは汚水量原単位を 200L/人・日で計算していたが、実態との乖離が大きいため、令和元年度からは汚水量原単位を 250L/人・日で計算している。本グラフは、汚水量原単位を 250L/人・日に換算しなおして算定し直したものの。

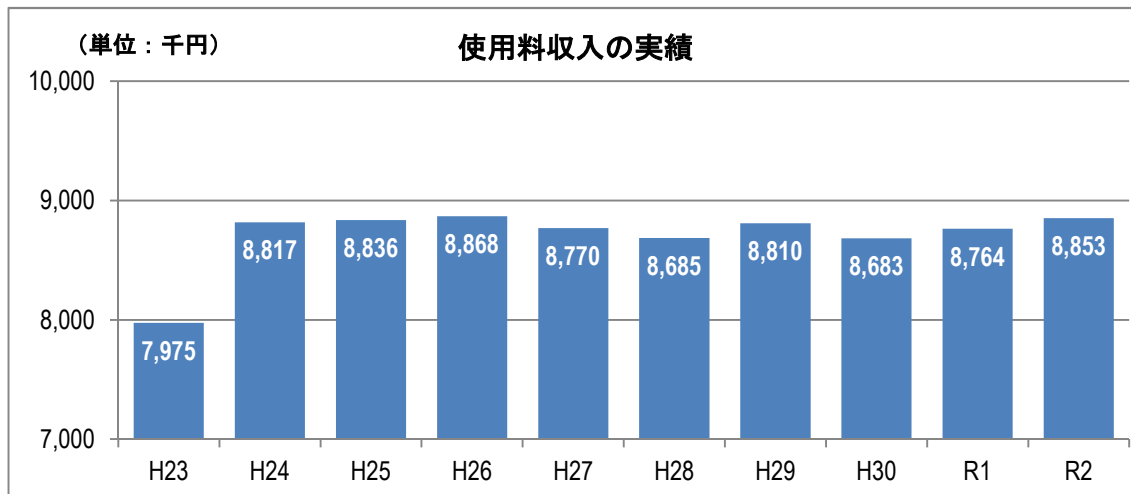
(4) 使用料収入の状況

本事業における浄化槽の使用は、一般家庭用の使用のみ対象であり、使用料体系については、使用水量に応じたものではなく、設置している浄化槽の人槽に応じて決定している。

表 3 使用料についての考え方

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	保守点検、清掃及び法定検査に係る経費分を毎月使用料で徴収。（令和元年10月より月額使用料、5人槽：5,120円、6人槽：5,580円、7人槽：6,310円、8人槽：7,140円、10人槽：8,510円）		
業務用使用料体系の概要・考え方	該当なし		
その他の使用料体系の概要・考え方	該当なし		
条例上の使用料 20m ³ あたり使用料 (過去3年度分)	H28年度 4,910円	実質的な使用料 20m ³ あたり使用料 (過去3年度分)	H28年度 5,526円
	H29年度 4,910円		H29年度 5,852円
	H30年度 4,910円		H30年度 5,848円

平成24年度に使用料の改定を行ったため、平成23年度から平成24年度にかけて、年間で約84万円の収入増となった。それ以降、使用世帯数はほとんど減少していないため、使用料収入はほぼ横ばいの状態である。（令和2年度は見込値）



出典：決算統計

(5) 組織の状況

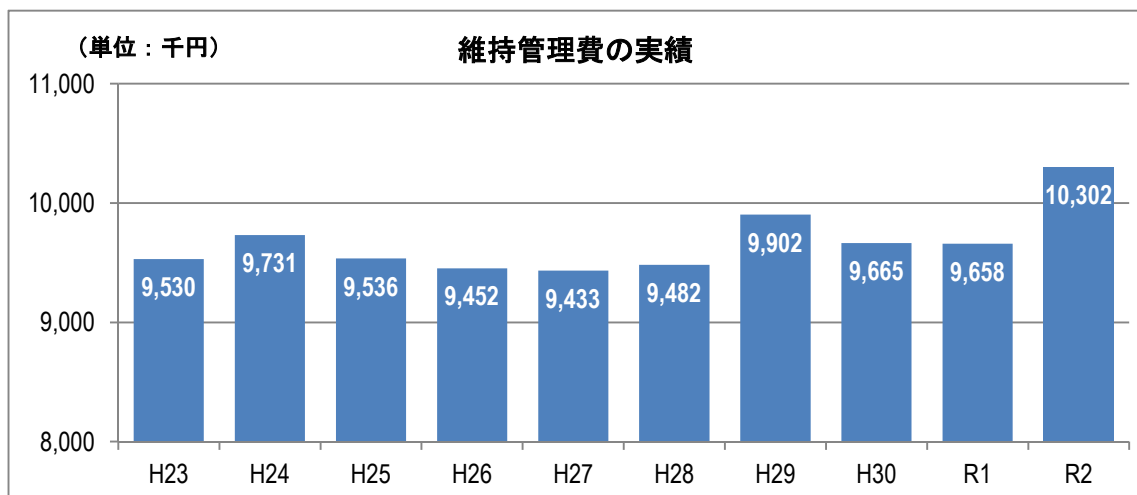
本事業は事業規模が極めて小さく、また維持管理も民間事業者に委託しているため、事業にかかる職員は、他業務と兼務している。このため職員数については0人で推移するものとする。

表 4 組織について

職員数	0 人
事業運営組織	本事業は事業規模が極めて小さいため、本市の生活環境部における業務の一つとしての取り扱いとしている。今後、法適用の検討に伴い、事業運営組織の在り方についても検討する必要がある。

(6) 維持管理費の状況

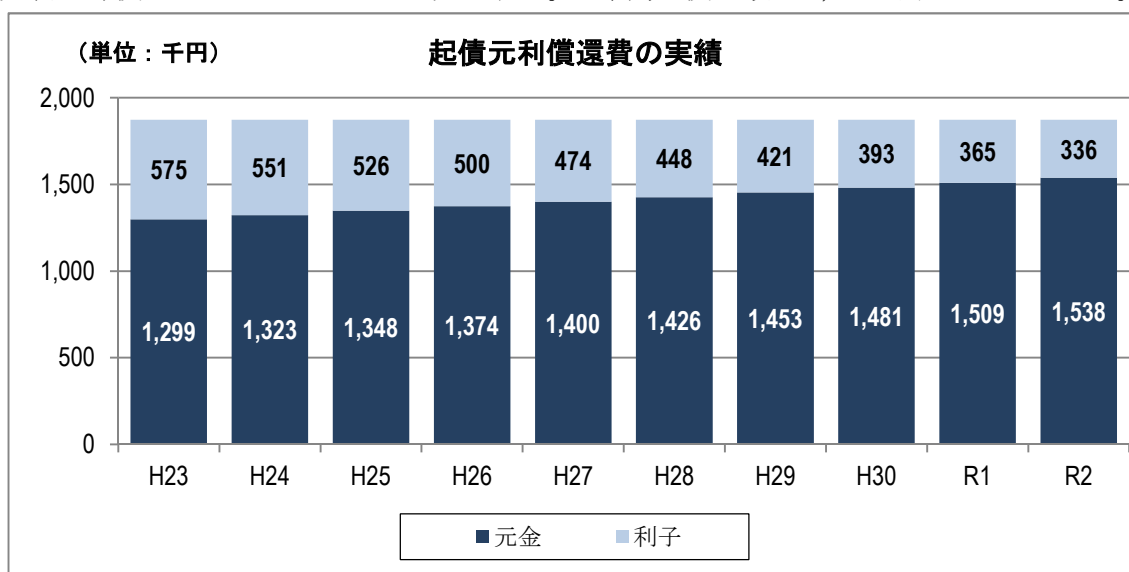
維持管理費は、保守点検、清掃、法定検査の費用が大部分で、他に使用料徴収経費等が含まれる。法定検査については、5年に1回のガイドライン検査が実施されるため、平成24年度及び平成29年度は、維持管理費が1基あたり2,000円程増加するが、概ね横ばいで推移している。(令和2年度は見込値)



出典：決算統計

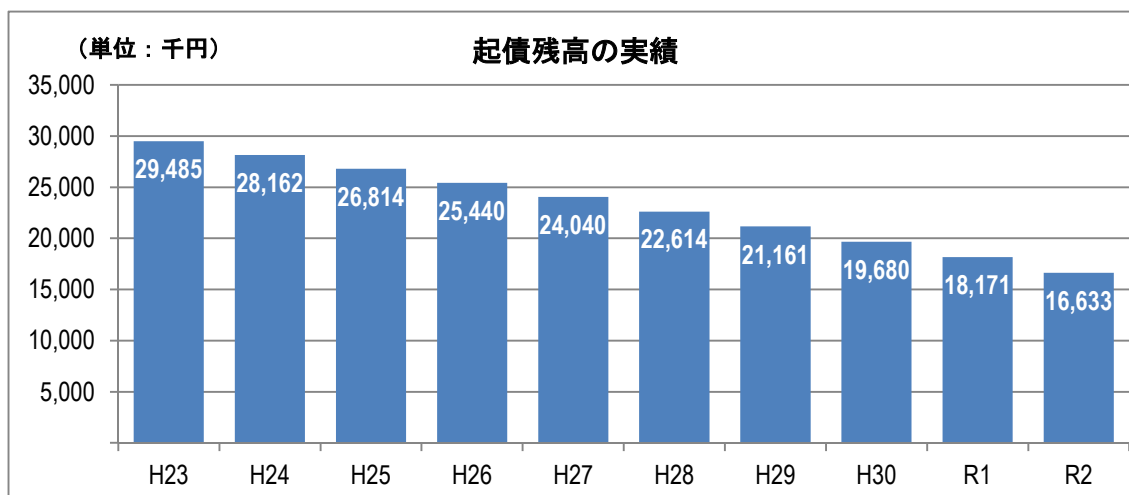
(7) 起債元利償還費

起債元利償還費は、整備期間に財源の一部として活用した起債を、償還計画に基づき、元利均等償還していることにより発生する。1年間の償還額は1,874千円となっている。



(8) 起債残高

令和2年度末時点での起債残高は16,633千円となっている。平成13年度以降、新規の借入れを行っていないため、毎年度、減少している。償還計画に基づいてこのまま償還を続けた場合、令和12年度に元金償還が完了する。



2. 民間活力の活用等

本事業は、事業規模が小さいことや、新規での使用者を想定していない（新規は個人設置）ことから、民間活力の活用については、維持管理業務の民間委託を行っている。

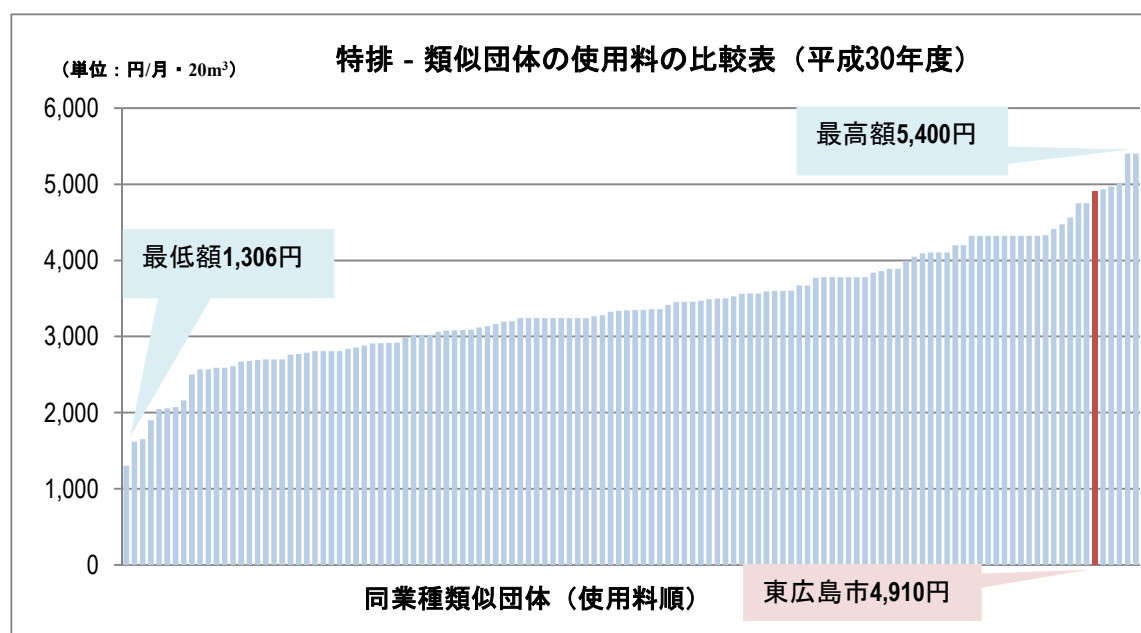
表 5 民間活力の活用について

民間活用 の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽の保守点検・清掃については民間の許可業者に委託している。
	イ 指定管理者制度	事業規模が小さく、制度の活用が見込めないため、検討していない。
	ウ PPP・PFI	新規の整備を想定していない。
資産活用 の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	浄化槽清掃の際に発生する汚泥は、一般廃棄物として処理されており、エネルギー利用は検討していない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	各浄化槽は個人宅に設置されていることから、土地や施設の活用等は検討していない。

3. 経営比較分析法等を利用した現状分析

(1) 使用料について

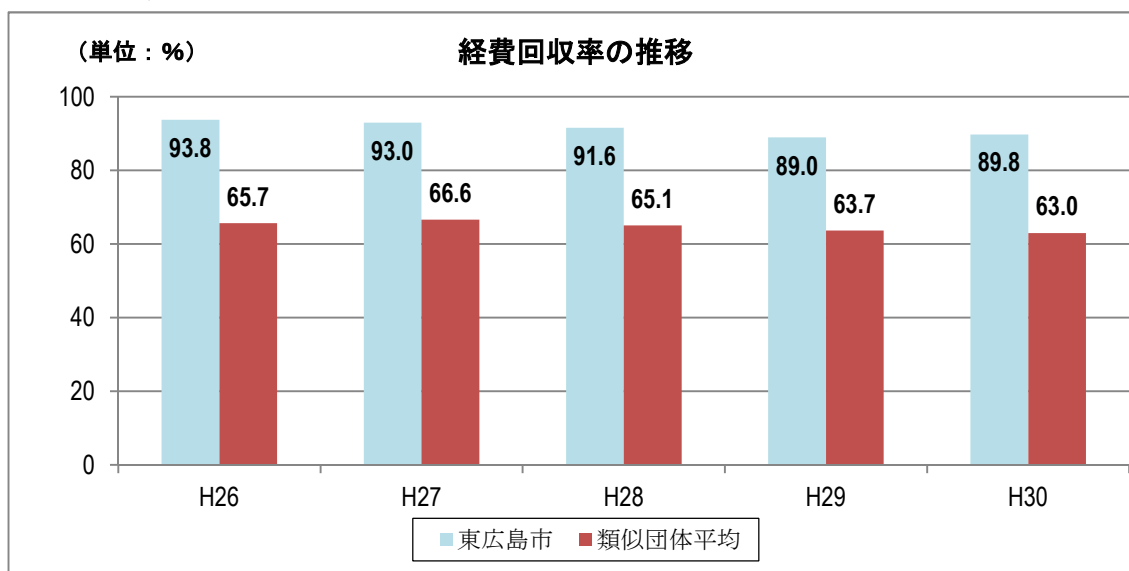
一般家庭使用料（月・20m³の使用水量に対する使用料）を、平成30年度における同事業類似団体で比較を行った結果、類似団体124団体中6番目に高い4,910円であった。



出典：総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」

(2) 経費回収率について

本事業の経費回収率(※)は類似団体平均を大きく上回っており、概ね経費回収率は90%前後と高い状況にある。この要因としては、維持管理費用分(保守点検・清掃・法定検査)を全て使用料対象経費として徴収しているためであり、一般会計からの繰入金は使用料徴収費用や修繕料等の経費分のみとなっている。



出典：総務省「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」

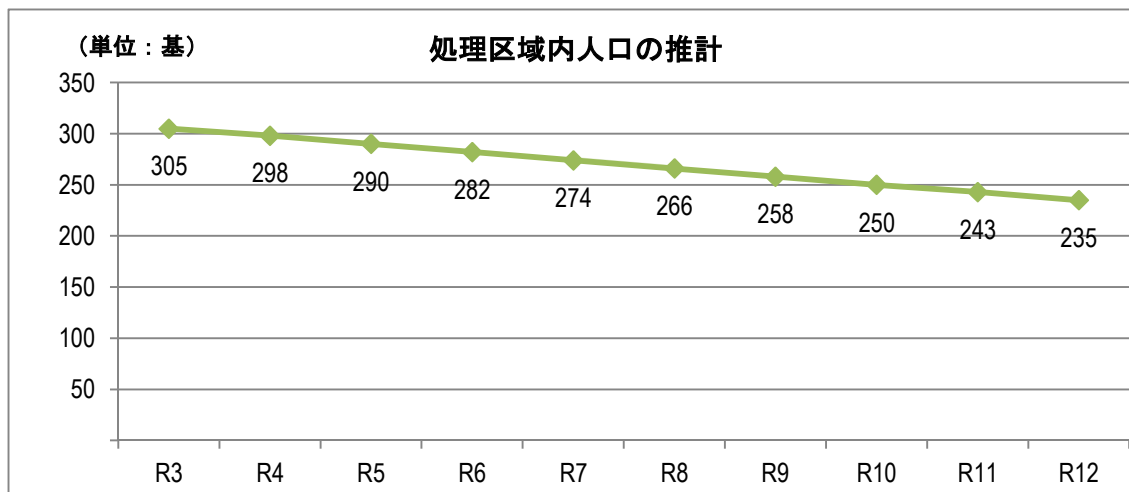
※ 経費回収率とは、使用料で回収すべき経費(公費負担分を除く汚水処理費)をどの程度使用料で賄えているかを表した指標である。当該数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。

第3章 将来の事業環境予測及び本事業の経営方針

1. 将来事業環境の予測

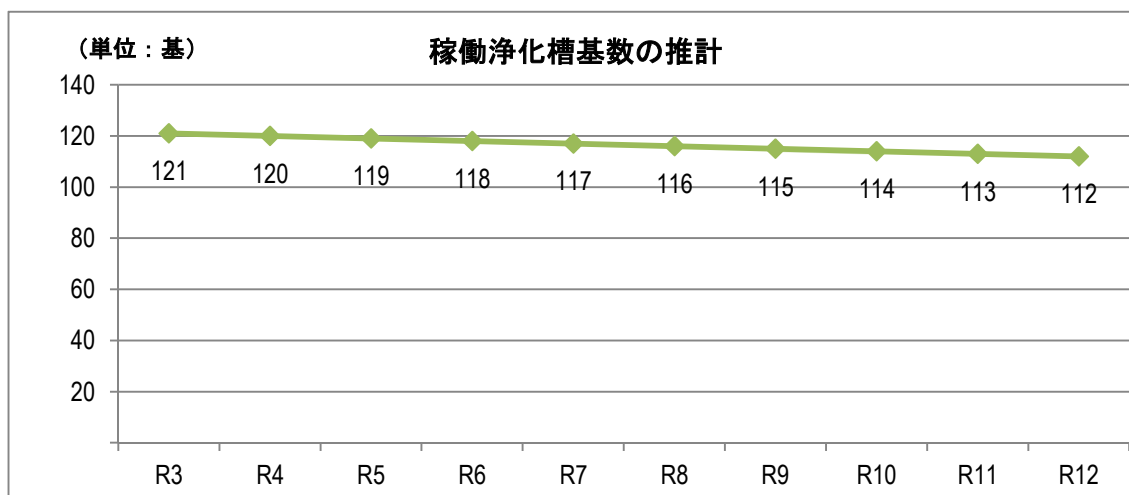
(1) 処理区域内人口（水洗化人口）

過去10年の処理区域内人口の実績をもとに、将来の処理区域内人口を回帰直線による予測で推定した。なお、水洗化率は100%であり、水洗化人口も同数である。



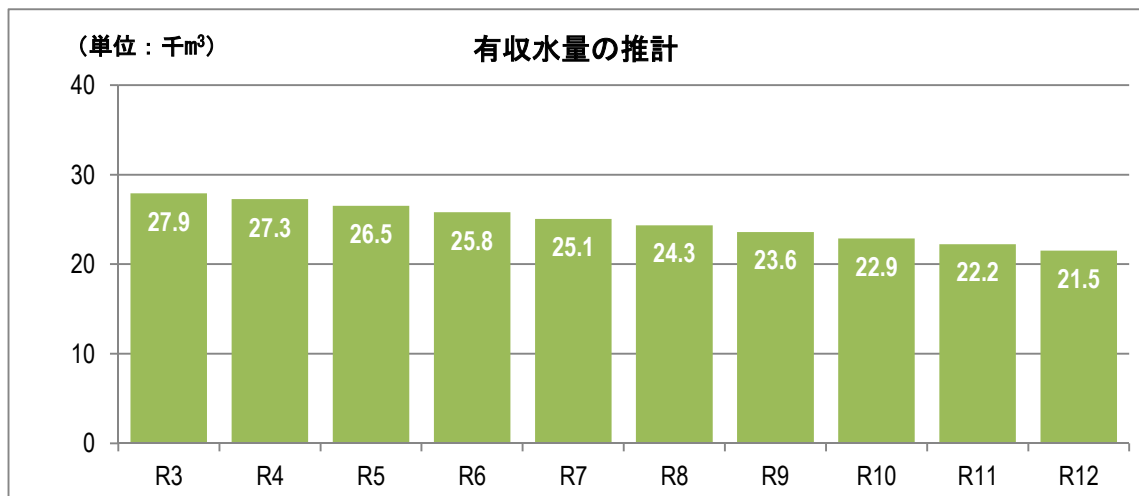
(2) 稼働浄化槽基数

過疎化による人口の減少とともに、休廃止する浄化槽基数が年間1基あるものとした。



(3) 有収水量

過疎化による人口減少及び浄化槽の使用世帯の減少により、有収水量も徐々に減少するものと予測される。



2. 事業継続の検討

本事業は、棕梨川の水質保全を目的とし、地域を限定して実施した市町整備浄化槽推進事業である。本市で市町整備浄化槽推進事業を実施しているのは当該地域のみであるが、本地区が過疎地域であることや事業規模が極めて小さいことなどから、公営企業として事業を継続するか検討が必要である。

3. 事業経営の健全化

本事業のサービスを継続して安定的に提供していくため、経営の健全化を図る。具体的な取組としては、収納率の向上、使用料の改定等が考えられる。

第4章 投資・財政計画

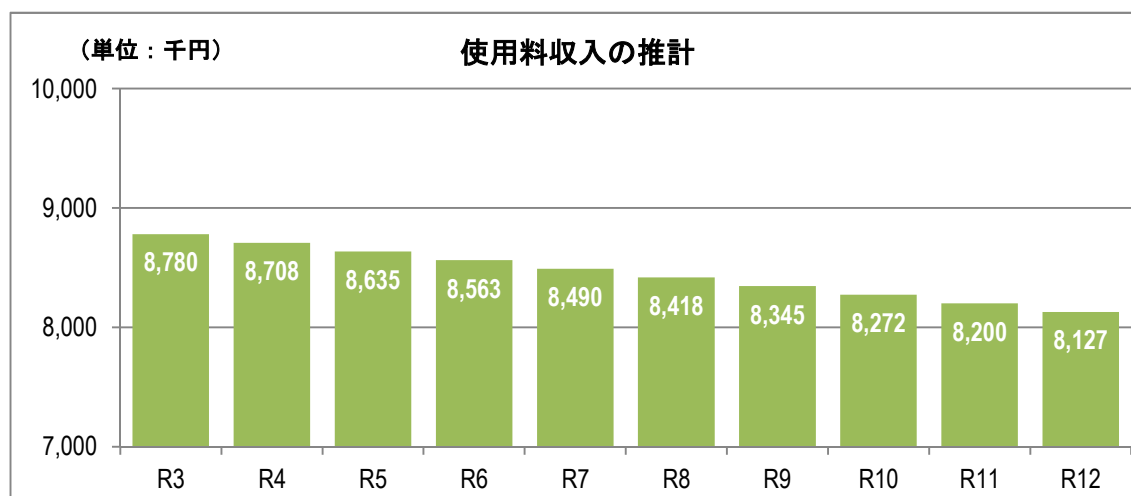
1. 投資計画について

本事業は、開始時の平成11年度からの3年間で、市が管理する浄化槽を取得するための投資的経費がかかったが、それ以降は新たな整備を行わないこととしている。従って、本計画期間内の投資的経費（歳出）及びそれに係る補助金、起債等の財源（歳入）はない。

2. 財政計画（歳入）について

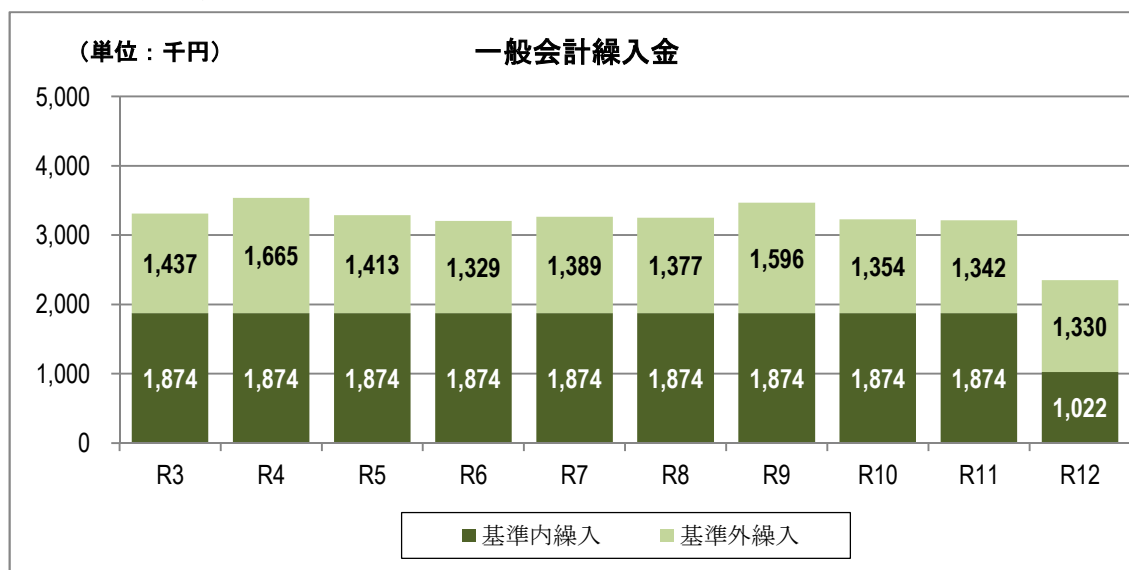
(1) 使用料収入

使用料体系は現在のところ据え置きとしている。人口減少及び浄化槽の使用世帯の減少により、稼働する浄化槽が減少するため、使用料収入は年々減少するものと推計される。



(2) 一般会計繰入金

支出（維持管理費と起債元利償還金）と収入（使用料収入）の差額（赤字分）については、一般会計から繰り入れる。このうち、起債元利償還金は基準内繰入、その他は基準外繰入として取り扱う。一般会計からの繰入金の額は、ほぼ横ばいである。



3. 財政計画（歳出）について

(1) 維持管理費

令和2年度から、保守点検費及び清掃費の料金改定があったため、維持管理費はやや上昇する。今後は、これらの費用が据え置かれるものとしても、浄化槽の休廃止の基数が増加することにより、維持管理費も減額すると考えられる。

なお、令和4年度、令和9年度は5年に1度実施するガイドライン検査（法定検査）により、通常の年度より法定検査費が高くなることを考慮している。

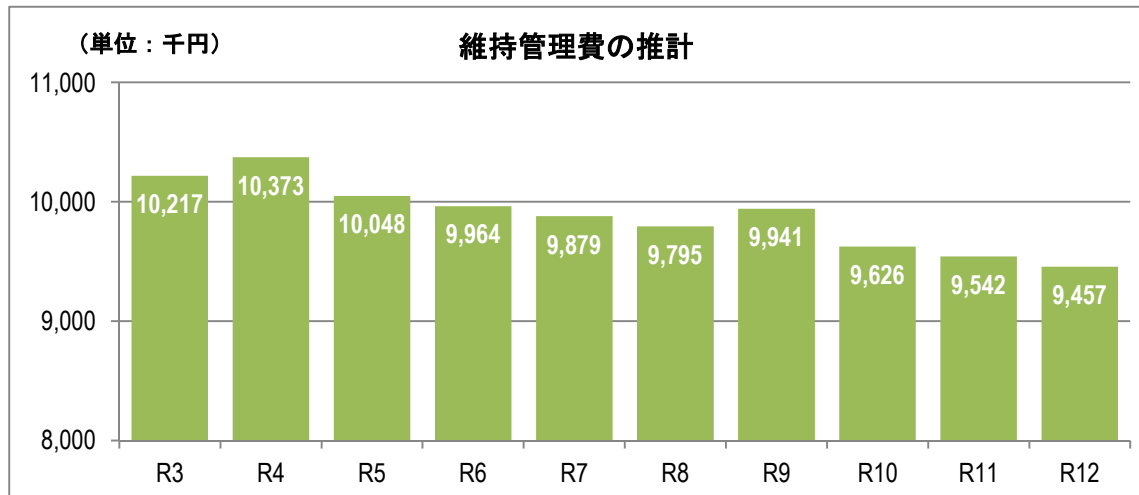


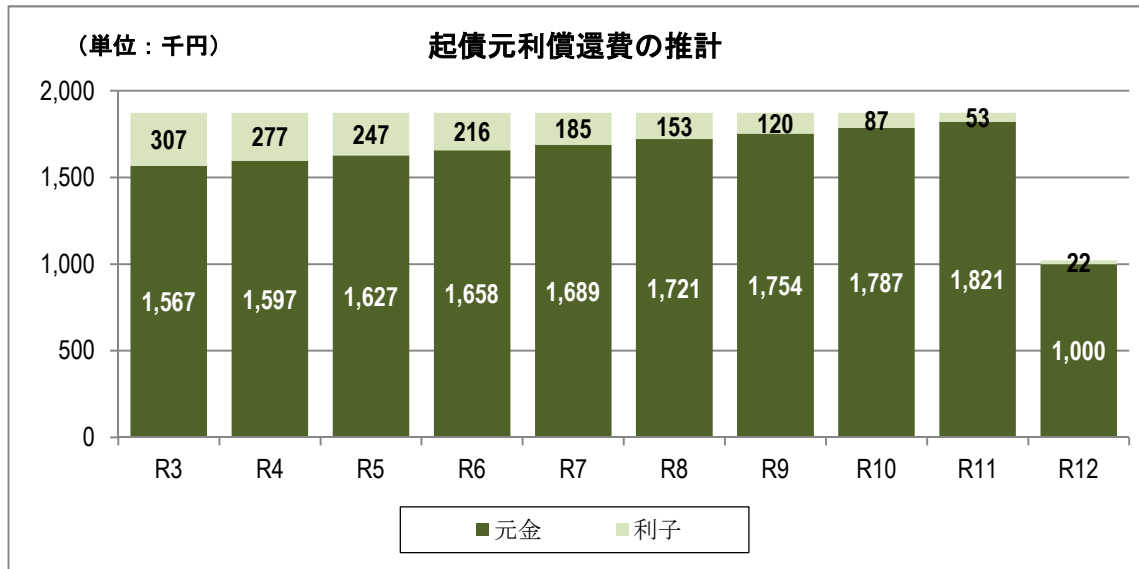
表 6 維持管理費の内訳

(単位：千円)

年度	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12
保守点検	2,419	2,399	2,379	2,359	2,339	2,319	2,299	2,279	2,259	2,239
清掃	6,345	6,293	6,240	6,188	6,135	6,083	6,031	5,978	5,926	5,873
法定検査	605	840	595	590	585	580	805	570	565	560
その他	848	841	834	827	820	813	806	799	792	785
合計	10,217	10,373	10,048	9,964	9,879	9,795	9,941	9,626	9,542	9,457

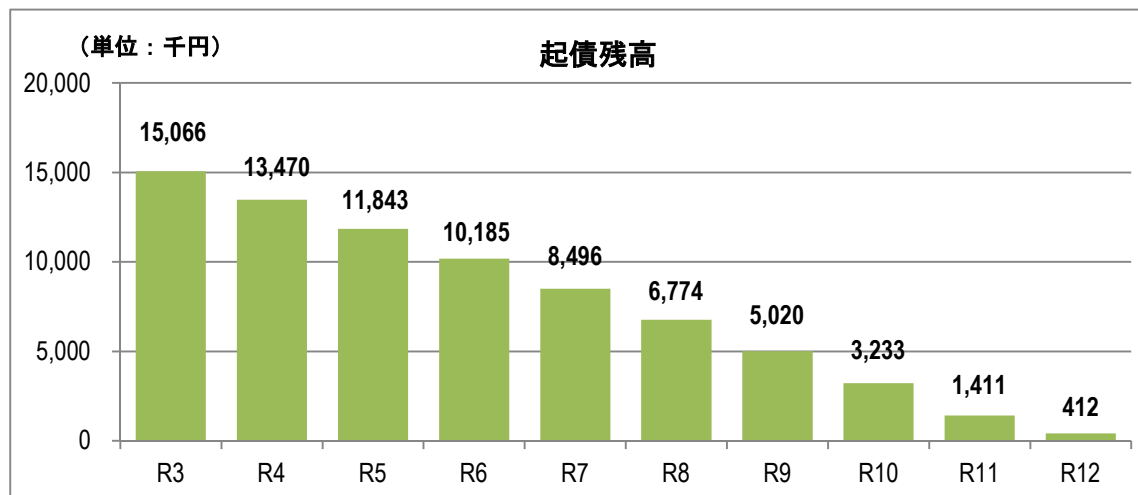
(2) 起債元利償還費

起債元利償還費は、整備期間に財源の一部として活用した起債を、償還計画に基づき、元利均等償還していることにより発生する。1年間の償還額は1,874千円となっている。令和12年度が起債償還の最終年度となる。



(3) 起債残高

平成13年度以降、新規の借入れを行っていないため、起債残高は毎年度減少している。償還計画に基づいてこのまま償還を続けた場合、令和12年度に元金償還が完了する。

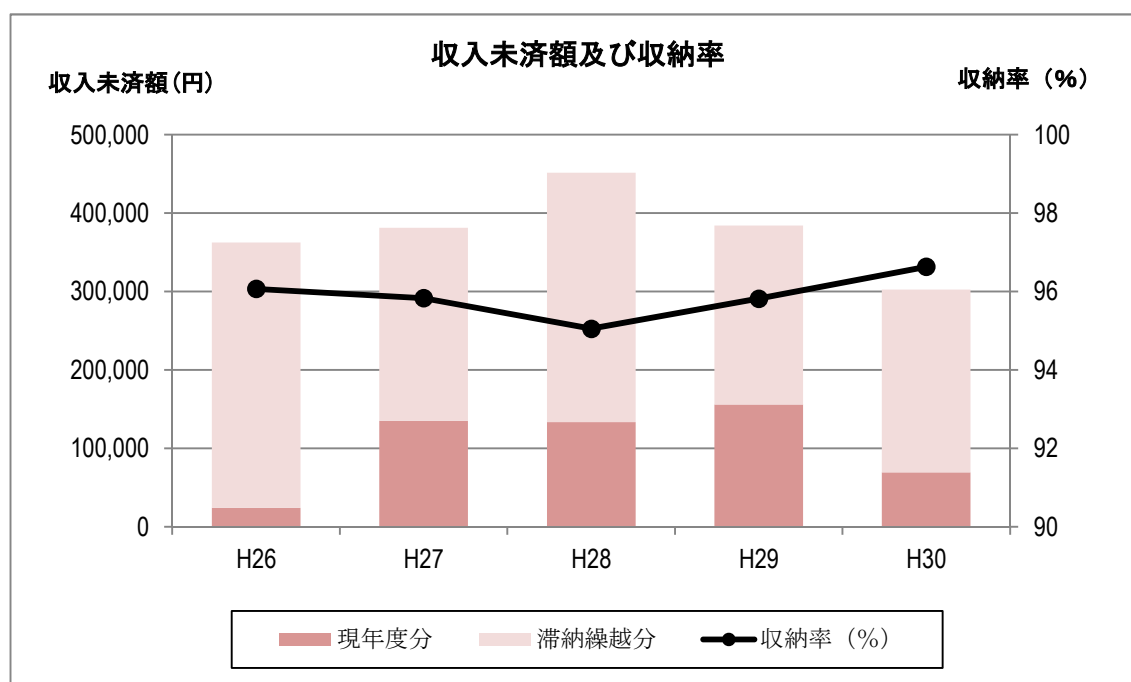


第5章 経営効率化・健全化の取組

本事業は、実質収支が赤字であることから、赤字の削減や解消を目指した経営の効率化・健全化の取組について検討する。

1. 収納率の向上

期限までに納付のない使用者については、収入未済額規模も小さいことから、文書での催促や自宅訪問を行っているが、今後も、収納率向上のため、継続していく必要がある。



2. 使用料の改定

本事業での使用料による経費回収率は概ね 90%となっている。また、本市の使用料は、同事業を実施している他の地方公共団体と比較して高い設定となっており、使用料の改定については慎重に検討する必要がある。

しかし、今後、実質収支の赤字幅が増大して、経費回収率が低下した場合は、使用料の改定を検討する必要がある。

第6章 経営戦略の事後検証・更新等について

1. 経営戦略の事後検証について

本経営戦略は、令和3年度から令和12年度までの10年間で設定しているが、特に収支計画については毎年検証する。

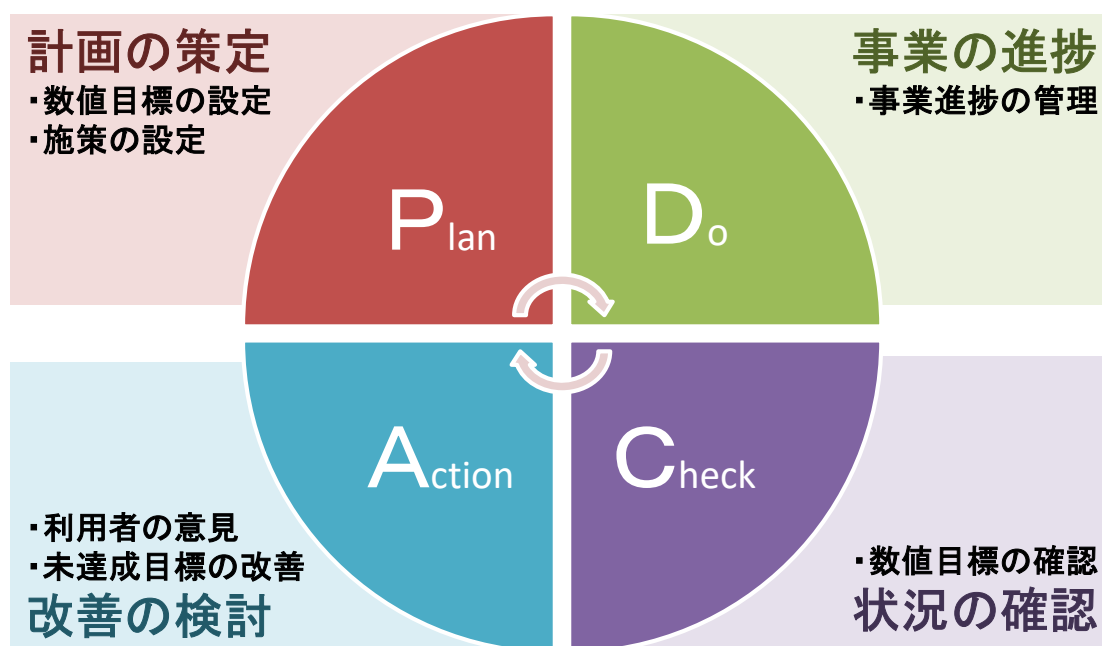
本事業は、小規模の市町設置型の浄化槽事業であるが、経営の健全化、見える化を目的として、令和5年度末までに地方公営企業法の一部（財務規定）を適用して企業会計に移行する必要がある。その上で、本事業のサービスを継続して安定的に提供していくため、経営の健全化を図る必要がある。

また、一方で、対象地区の過疎化、サービスの平準化・平等化、公営企業の経営健全化等の観点から、本事業のあり方について抜本的に検討する。

2. 経営戦略の更新について

経営戦略で定めた財政計画を着実に推進するため、毎年目標指標の達成状況を把握することにより、進捗管理を行う。

財政計画と実績の乖離及びその原因を分析し、その結果を経営戦略に反映させるPDCAサイクルを導入し、経営戦略の次の改定は企業会計への移行時とし、その後は概ね5年に一度改定を行い、見直した経営戦略をホームページで公表する。



投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

[illegible]

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		前年度 (決算 見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)												
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)											
	(N)-(O) 赤 字 (Q)											
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		87.4	87.0	87.0	86.4	86.0	85.6	85.3	85.2	84.5	84.0	90.5
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		8,853	8,780	8,708	8,635	8,635	8,490	8,418	8,345	8,272	8,200	8,127
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)		18,171	16,633	15,066	13,470	11,843	10,185	8,496	6,774	5,020	3,233	1,411

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前年度 (決算 見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分												
収 益 的 収 支 分		1,785	1,744	1,942	1,660	1,545	1,574	1,530	1,716	1,441	1,395	1,352
	うち基準内繰入金	336	307	277	247	216	185	153	120	87	53	22
	うち基準外繰入金	1,449	1,437	1,665	1,413	1,329	1,389	1,377	1,596	1,354	1,342	1,330
資 本 的 収 支 分		1,538	1,567	1,597	1,627	1,658	1,689	1,721	1,754	1,787	1,821	1,000
	うち基準内繰入金	1,538	1,567	1,597	1,627	1,658	1,689	1,721	1,754	1,787	1,821	1,000
	うち基準外繰入金											
合 計		3,323	3,311	3,539	3,287	3,203	3,263	3,251	3,470	3,228	3,216	2,352